

『サポマネ通信』では、サポマネ研修事務局からの情報発信として、バリアフリーに関する最新の動向や、日常業務に役立つ接遇・介助に関する演習問題を定期的にお届けします！

※「サポマネ」は、平成27年度よりBEST研修の修了者に対して認定する「交通サポートマネージャー」の略称です。

研修の開催予定

◆首都圏会場①

開催の見込みが立った時点で、HPにてご案内いたします。



◆関西会場①

2020年10月8日(木)、9日(金)

※新型コロナウイルス感染症の状況や政府及び関係諸機関の動向等により中止となる場合があります。

▼研修HPはこちら



研修の開催実績

交通サポートマネージャー研修の受講者は、

東京、関西合計で **1,600名** を超えました！

(旧BEST研修受講生を含む。2020年3月末時点)

▶来年度以降も、“障害当事者参加型の研修”として継続的に開催していきます！

詳しくは研修HPをご確認ください

バリアフリーに関する最新の動向⑧

◆バリアフリー法改正！

ユニバーサル社会実現推進法の公布・施行(2018年12月)や東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要性が高まっていることを背景に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(バリアフリー法改正法)が公布されました(2020年5月)。

【主な改正内容】

①公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- ・公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設
- ・公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフトの移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設 等

②国民に向けた広報啓発の取組推進

- (1) 優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進
 - ・国、地方公共団体、国民、施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加 等
- (2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)
 - ・心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想作成に係る作成経費を補助

③バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- ・公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

◆『バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編/車両等編)』が改訂されました！

国土交通省は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、更なるバリアフリー化を進めるため、公共交通事業者等が旅客施設および車両等を整備・導入する際のあり方を示した「バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編/車両等編)」を改訂しました(2020年3月)。

▼国土交通省HPはこちら

【主な改定内容】

- ①視覚障害者の誘導案内について
- ②ユニバーサルデザインタクシーのスロープの耐荷重について



➔詳しくは、国土交通省HPをご覧ください。 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>

講師コラム

【講師】尾下 葉子 (NPO法人線維筋痛症友の会 関西支部)

私は「線維筋痛症」(せんいきんつうしょう)という病気の当事者です。自分の事を「布団星人」と呼んでいて、一日の大半を布団の中でタブレットやゲーム機とたわむれて暮らしています。そして、動ける時を選んで、「線維筋痛症友の会」という患者会の活動をしています。友の会では、痛みや疲労など、見た目ではわからない病気や障害を持つ方が安心して日常生活を取り戻していける環境づくりを目指しています。

私の“障害”は「四六時中どこか体調がおかしい」という大変曖昧なも



ので、外見から分からなくても無理はないし、私自身、発症から16年が過ぎた現在も、自分の障害や不調を上手に人に伝えることができません。

調子の悪い時は、電車の警笛が鳴っただけで体中がしびれたり、車内の空気を息苦しく感じてふらふらと途中で(電車やバスから)下りてへたりこんでしまったりと、自分でも予想のつかないことが起こります。体調が急変し、自分に何が起こったのかが分からない時、「大丈夫ですか」と尋ねられても、身体が悲鳴をあげていることで頭がいっぱいで、うれしい、でも困る、申し訳ない!と頭と心がぐるぐるした経験があります。

目の前に体調が悪そうな方がおられた時、相手が何を求めているかわからない時、曖昧に「大丈夫ですか」と聞くより、具体的に「ここに座りますか?」「お水を持ってきませんか?」など、あなた自身が思う『今この人にできそうなお手伝



い』を具体的に提案してあげてください。

その一言で、言われた相手はふっと肩の力が抜け、自分がどうしたら楽になるか、気づけることが多いのです。相手にニーズを尋ねることはもちろん第一に必要なことです。それに慣れてきたら「この相手に自分の今の状況で具体的に何をお手伝いできるか」をちょっと考えてみるのが、想像力のトレーニングとして有効だと思います。

練習問題 ～身体障害者補助犬について～

◇研修内容や実際の業務経験を思い出しながら、以下の空欄を埋めてみましょう。

身体障害者補助犬(以下、補助犬)とは、(A)・(B)・(C)の総称です。(A)とは、視覚障害者の安全で快適な歩行をサポートするように訓練された犬のことで、(B)は、肢体不自由者の日常生活をサポートします。(C)は、聴覚障害者に生活上不可欠な音の情報を伝えたり、音源へ誘導するよう訓練を受けています。使用者は、補助犬の健康・衛生・行動管理に全責任を持って社会参加をしており、他人に迷惑をかけることはありません。



補助犬マーク

2002年に成立した「身体障害者補助犬法」では、補助犬とともに自立・社会参加をしている使用者の(D)を拒んではならないと定められています。使用者には、補助犬にペットとの区別が容易につくように表示をつけること、認定証と(E)を携帯することが義務付けられており、交通事業者が表示を確認したり、認定証の提示を求めることは失礼にあたりません。



⇒詳しくは、研修テキストの「4.11身体障害者補助犬について」をご覧ください!

【回答】 A:盲導犬、 B:介助犬、 C:聴導犬、 D:補助犬同伴、 E:健康管理手帳